第２４号議案

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年八王子市条例第８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第１１項及び第１４３条第１５項の規定に基づき、八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における法第１４１条第１項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第６号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第１４３条第１項第５号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第１４１条第８項、第１４２条第１１項及び第１４３条第１５項の規定に基づき、八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における法第１４１条第１項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第１４２条第１項第６号のビラ（**八王子市長の選挙の場合に限る。**以下「ビラ」という。）の作成及び法第１４３条第１項第５号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。
（ビラの作成の公費負担） 第６条　候補者は、第８条に定める１枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数	（ビラの作成の公費負担） 第６条　候補者**（八王子市長の選挙の場合に限る。）**は、第８条に定める１枚当たりの

（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。	作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。

附　則

１　この条例は、平成３１年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例による改正後の八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される八王子市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された八王子市議会議員の選挙については、なお従前の例による。